第2弾「マイナンバーの利用範囲は?」

平成28年1月から、 社会保障、税、災害対策の行政手続で マイナンバーが必要になります。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。







- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、 給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の保険料徴収
- 福祉分野の給付、生活保護 など

・税務当局に提出する確定申告 書、届出書、調書などに記載

• 税務当局の内部事務

など

- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務

など

マイナンバーは、例えば次のような場面で使われます。

- •毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します。
- 厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。
- 証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示し、法定調書等に記載します。
- 勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票等に記載します。

国民のみなさんは行政機関や民間企業などへのマイナンバーの告知が必要となります

民間事業者も、税や社会保険の手続きでマイナンバーを取り扱います。

国民

従業員やその扶養 家族

金融機関の顧客 原稿の執筆者など

民間事業者

各種法定調書や被保険者資格取得届などに個人番号を記 載し、行政機関などに提出します。

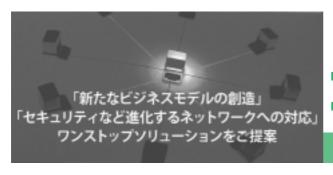
- 源泉徴収票や支払調書の作成
- 健康保険、厚生年金、雇用保険の被保険者資格取得届の作成 法律で定められた事務以外でマイナンバーを利用するこ とは出来ません。

行政機関

税務署 市区町村

年金事務所 健康保険組合 ハローワーク

【お問合せ】総務・情報部門 東出



FUIITSUパートナー

扶桑電通株式会社

■青森営業所 青森市長島二丁目13番1号

TEL. 017-775-2031(代) FAX. 017-774-4720

■八戸営業所 八戸市三日町2(青銀明治安田生命ビル)

TEL. 0178-44-1855 FAX. 0178-44-8494

《ホームページアドレス》 http://www.fusodentsu.co.jp